

# 第7回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成23年9月16日（金）  
午前10時～  
泉区役所 4D会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項
  - (1) 事務局に寄せられた意見について
  - (2) 各地域に寄せられた意見について
- 4 議題
  - (1) 第一次地区の町名について
  - (2) 町界・町名案の決定に伴う地元説明会について
  - (3) 第二次地区のエリアについて
  - (4) 今後の検討スケジュールについて
  - (5) 次回検討委員会までの周知内容について
  - (6) 次回検討委員会について
- 5 閉会

## 第7回泉区和泉町住居表示検討委員会資料

資料1 事務局に寄せられたご意見について

資料2 泉区和泉町第一次地区の新町名について

資料3 地元説明会開催お知らせチラシ案

資料4 泉区和泉町住居表示第二次地区について

資料4-2 長後街道南部エリア全体図

資料4-3 長後街道南部エリア 詳細図（3枚）

資料5 今後のスケジュールについて

## 事務局に寄せられたご意見について（報告）

## 【問合せについて】

## 1 期間

平成23年6月29日（水）～9月15日（木）  
 （第6回検討委員会から第7回検討委員会前日まで）

## 2 総数

7件（内訳…電話によるもの 7件）

## 3 内容

日付	内容	詳細	地区
7月28日 (2件)	質問（アンケートについて）	・1つではなく、5つの町ができるのか ・5つの町で町名は1つなのか	第一次地区
	質問（実施の有無）	・住んでいるところでは実施されるか	第一次地区
7月29日 (2件)	質問（手続き）	・どうして住居表示を実施することになったのか ・町名が変更になるとかえって分かりにくくなるのではないか ・住所変更の手続きが必要になるのか	不明
	質問（実施の有無）	・住んでいるところが実施エリアに含まれるか	和泉町 4200番台
8月4日	実施反対	・財政赤字の時代に実施する必要はないと思う	第一次地区
8月5日	質問（手続き）	・登記簿の変更手続きは自分でやるのか ・すぐに手続きしなければいけないか	不明
8月9日	質問（手続き）	・町名は変更になるか ・法人登記等の住所変更の手数料はかかるか ・法人のゴム印等変更費用を補償してもらえないか	第一次地区
9月12日	質問（手続き）	・住所が変わると宅配便等が届かなくなるのではないか ・住所変更手続きはどのように行うか	和泉町 2800番台

泉区和泉町第一次地区の新町名（案）について

1 町名アンケートの実施について

泉区和泉町第一次地区の新町名について、地区内にお住まいの方の意向を調査するため、町名アンケートを実施しました。

（アンケートチラシ配付数）2,115枚 （アンケート回答数）820枚（38.7%）

※アンケートの集計については、8月25日（木）13時から会長立会いのもと実施しました。

2 集計結果

(1) 集計結果

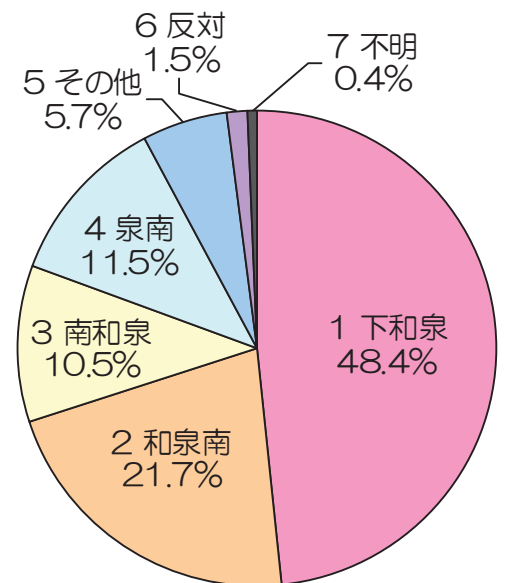
町名候補	1 下和泉 (○丁目)	2 和泉南 (○丁目)	3 南和泉 (○丁目)	4 泉南 (○丁目)	5 その他の町名	6 反対	7 不明	計
回答数	397枚	178枚	86.5枚	94.5枚	47枚	13枚	4枚	820枚

(2) 自由意見欄に寄せられたご意見

その他	ア 町名について	・「町」を入れる方がよい
		・「丁目」をつけたくない
		・「下」をつけないでほしい
		・それぞれ別の町名にしてはどうか
	イ 町界について	・町の境界の案に反対、自治会町内会区域とあわせてほしい
		・早期に実施を望む・長い間不便を感じていた
	ウ 実施について	・現在のままの住所がよい・慣れ親しんだ住所を変えたくない
		・住所変更の手続きが大変だ
	エ その他	・突然アンケートが送付され驚いた。このようなやり方に反対
		・勝手に分区された。戸塚区に戻してほしい

(3) 反対意見（参考）

反対意見	・現在の住所に不都合を感じていない
	・住所変更の手続きが大変だ
	・住所変更により、地図、カーナビなどが一時的に対応できなくなり、困る
	・今まで作った印などが使用できなくなり、困る
	・住所が分かりやすくなると悪用される。分かりづらい方がよい



【町名候補別 回答率】

### 3 新町名について

#### (1) 町名アンケート結果について

- ・「下和泉」が「和泉南」の2倍以上の得票がある
- ・C、D地区では「下和泉」を選択している割合が高い
- ・A、B地区では4つの候補に票が分散している

#### (2) 町名候補選択理由について

1	下和泉○丁目（397 票中 58 票）	397 票
	慣れ親しんでいる・使い慣れている	25
	施設名に使用されている（公園、交差点、バス停等）	17
	他の町名案が読みにくい	6
2	和泉南○丁目（178 票中 28 票）	178 票
	「和泉町」の「町」を書き換えるだけでよい、変更が少ない	7
	「下」が付く町名はイメージが悪い	7
	語呂がよい	3
3	南和泉○丁目（86.5 票中 19 票）	86.5 票
	「下」が付く町名はイメージが悪い	5
	語呂がよい（「南」をつけるなら「和泉」の前がよい）	4
	泉区の後に「和泉」が付くと間違えやすい、変わった気がしない	2
4	泉南○丁目（94.5 票中 11 票）	94.5 票
	語呂がよい、明瞭、簡潔	3
	「下」が付く町名はイメージが悪い	3
	フレッシュな感じ、未来	2
5	その他（町名案の提案で多かったもの）	47 票
	和泉町（○丁目）、和泉（○丁目）	9
	泉が丘、泉ヶ丘、いずみヶ丘、和泉が丘	8.5
	南	2

#### (3) 丁目について

第一次地区に隣接する地域で、将来、住居表示を実施する場合に、連続性のある町名（丁目）を付けるためには、一丁目を南部にする必要があります。

（丁目の起点は、街区番号や基礎番号の起点にもなります。）

### 4 町名案の公表について

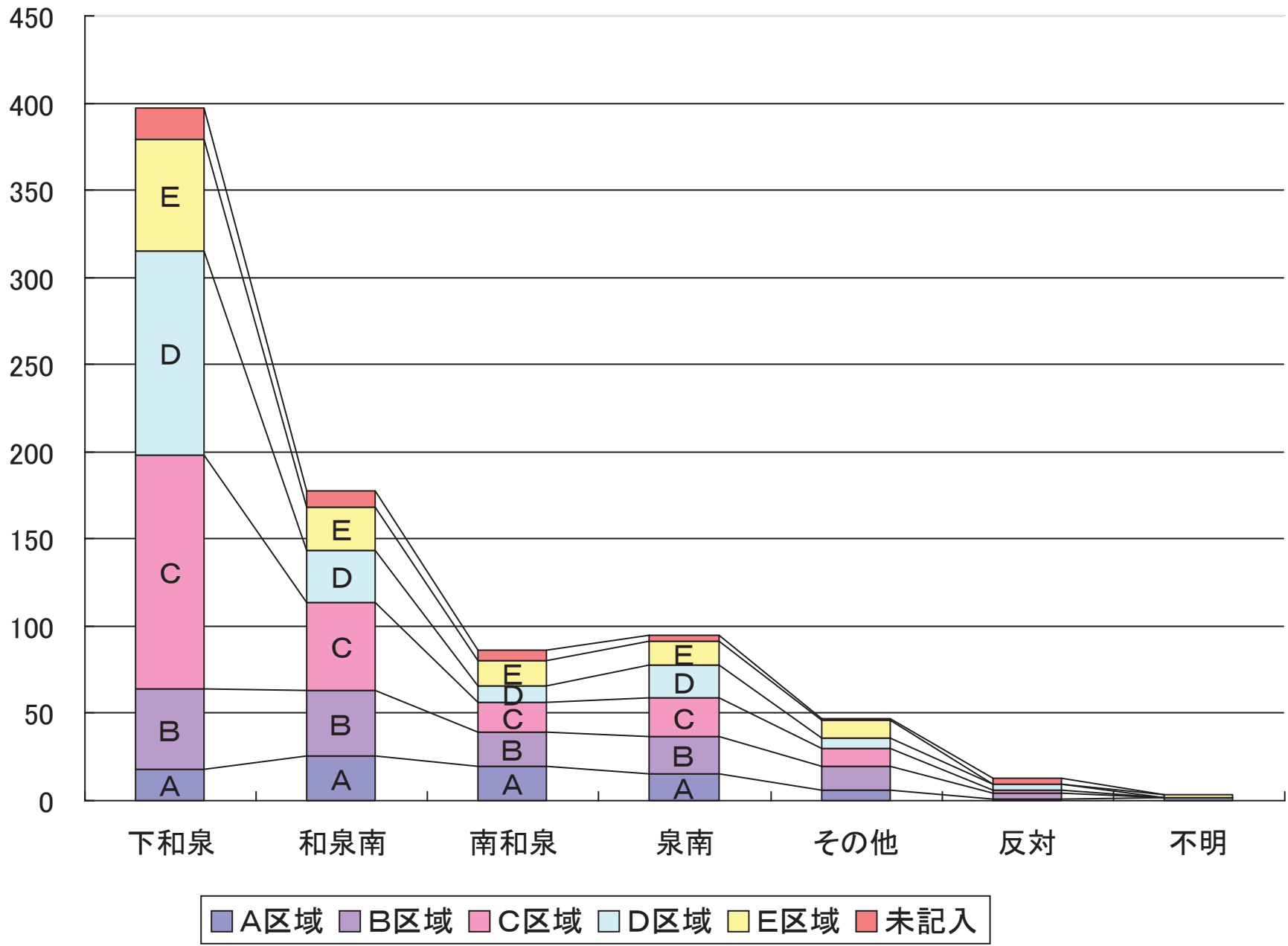
今後、新町名案について、地区内にお住まいの方及び事業所にお知らせします。

#### 【公表方法（予定）】

- (1) ホームページ掲載
- (2) 自治会町内会内回覧
- (3) チラシ配付

地元説明会開催のお知らせにあわせて、アンケートの結果や町名について、掲載します。

回答数 町名候補別内訳グラフ



平成23年10月 横浜市からのお知らせ

# 「泉区和泉町第一次地区の住居表示」について 地元説明会を開催します

泉区和泉町第一次地区について、町名アンケートを実施し、ご回答いただいた内容を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で新町名を『〇丁目』に決定しました。

平成24年秋予定の住居表示実施に伴い、皆様のご住所が変更となります。

つきましては、次のとおり説明会を開催し、ご説明させていただきますので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。

## ■ 内容

- (1) 住居表示制度について
- (2) 新町界・新町名案について
- (3) 住居表示実施に伴う住所変更手続き等について

### <第1回>

[日時] 平成23年11月 日 ( ) 時から  
[会場] 和泉第一町内会館 ※定員 名  
(泉区和泉町741番地4)

### <第2回>

[日時] 平成23年11月13日(日) 14時から  
[会場] 下和泉住宅自治会館 ※定員100名  
(泉区和泉町633番地1)

### <第3回>

[日時] 平成23年11月16日(水) 19時から  
[会場] 下和泉青少年の家 ※定員40名  
(泉区和泉町1324番地)

### <第4回>

[日時] 平成23年11月19日(土) 13時から  
[会場] 下和泉地区センター ※定員75名  
(泉区和泉町1929番地6)

- ※ 事前の申し込みは必要ありません。当日は先着順となります。
- ※ それぞれ定員になりましたら、お手数ですが他の会場にご参加ください。
- ※ 会場の場所は、裏面の地図をご覧ください。
- ※ 会場へのお車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。

【問合せ】 横浜市民市民局窓口サービス課 住居表示係  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
TEL:045(671)2320 FAX:045(664)5295  
E-mail sh-juukyo@city.yokohama.jp

# ■ 第一次地区の住居表示について

## 1 住居表示とは・・・

住居表示とは、これまで地番を用いて表していた住所を、規則的に付けた「街区番号」及び「住居番号」による表し方に変更し、住所を分かりやすくするものです。

泉区和泉町第一次地区では、同番地が多く、飛び番地があるなど、住所が分かりにくくなっています。

そこで、平成24年秋に住居表示実施を予定しています。

※ 住居表示実施に伴い住所の表し方が変わります。

【実施前】	横浜市	泉区	和泉町	〇〇番地	〇
【実施後】	横浜市	泉区	_____丁目	〇〇番	〇〇号
			新町名	街区番号	住居番号

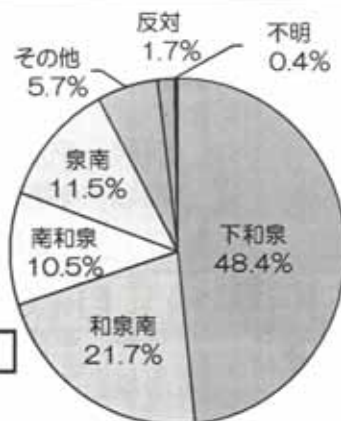
## 2 新町名について・・・

平成23年8月に実施したアンケート結果を参考に、泉区和泉町住居表示検討委員会で、第一次地区の新町名は『〇丁目』に決定しました。

〈アンケート結果〉※新町名に関するアンケートにご協力いただきありがとうございました。

町名候補	下和泉目)	和泉南(〇丁目)	南和泉(〇丁目)	泉南(〇丁目)	その他の町名	反対	不明	回答総数
回答数(票)	397	178	86.5	94.5	47	14	3	820

【町名決定理由】



【町名候補別 回答】

## 3 住居表示実施に伴う新しい住所の通知

住居表示を実施すると、現在お使いの住所が変更となります。

新しい住所は、横浜市で街区番号、住居番号を決定し、住居表示実施の1か月前に「通知書」でお知らせします。

## 4 皆さまの住所変更手続き

区役所・公共機関（電気・ガス・水道等）の書類は、市からの依頼で住所変更されますが、ご自身で手続きしていただくものもあります。

手続きについては、右ページの一覧をご覧ください。

## 5 その他

(1) 郵便物は実施後、数年は旧住所のままでも配達されます。

(2) 実施後は郵便番号も変わります。

※ 住居表示の実施により、小・中学校区域及び自治会・町内会区域が変更されることはありません。

また、学校名や公園等の名称についても変更はありません。



## 住居変更の手続きについて

### 1 住所変更を知人等にお知らせするために

住所変更のお知らせができる「ハガキ」（送料無料）を各世帯50枚お届けする予定です。

### 2 住所の変更手続きが必要ないもの

次に挙げるものは、区役所等で変更しますので、手続きは不要です。

1	住民票
2	印鑑証明書
3	戸籍[地区内に本籍がある方](町名のみ変更され、地番は変更されません)
4	その他、区役所で保管している公簿(税に関するもの等)
5	横浜市国民健康保険証等をお持ちの方 旧住所のままで、医療機関で使用することができます。次回更新時に新住所の保険証をお送りしますが、泉区役所保険年金課にお持ちいただければ、住所欄を書き換えて再交付します。
6	水道・ガス・NTT(固定電話)・東京電力・NHK
7	郵送、配送等に伴うもの
8	横浜市立小・中学校及び保育園への住所変更
9	電子証明書(公的個人認証サービス)をお持ちの方
10	パスポート

### 3 住所の変更手続きが必要な主なもの(変更手数料は原則無料です。)

次に挙げるものは、住所等の変更手続きが必要です。

住所等の変更手続きには、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「通知書」をご利用ください。また、実施日以降に泉区役所戸籍課で、住所が変更になった方へ「住居表示変更証明書」や、本籍が変更になった方へ「本籍変更証明書」を無料で発行いたします。

1	不動産をお持ちの方 登記簿の表題部(所在)は、法務局が変更します。地番の変更はありません。ただし、「所有者の住所」は、法律上、所有者本人からの申請が必要になります。
2	法人の住所又はその役員の方の住所が変更となる場合 法律上、横浜市内の会社・法人の変更登記は、横浜地方法務局法人登録部門または、支店の所在地ろ管轄する法務局で、実施後2週間以内に手続きが必要になります。登録免許税はかかりません。
3	運転免許証をお持ちの方
4	自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方 自動車、125ccを超える二輪車をお持ちの方は自動車検査証、軽四輪自動車をお持ちの方は軽自動車届出済証の所有者の住所変更が必要になります。 (使用の本拠欄を実施地区内においている場合、その変更も必要になります。)
5	厚生年金・国民年金を受給されている方や、受給されていない60歳以上の方
6	金融機関、郵便貯金、保険会社と取引や契約がある方
7	携帯電話をお持ちの方
8	住民基本台帳カード(写真付き)をお持ちの方
9	横浜市立小・中学校以外の学校に通っている方

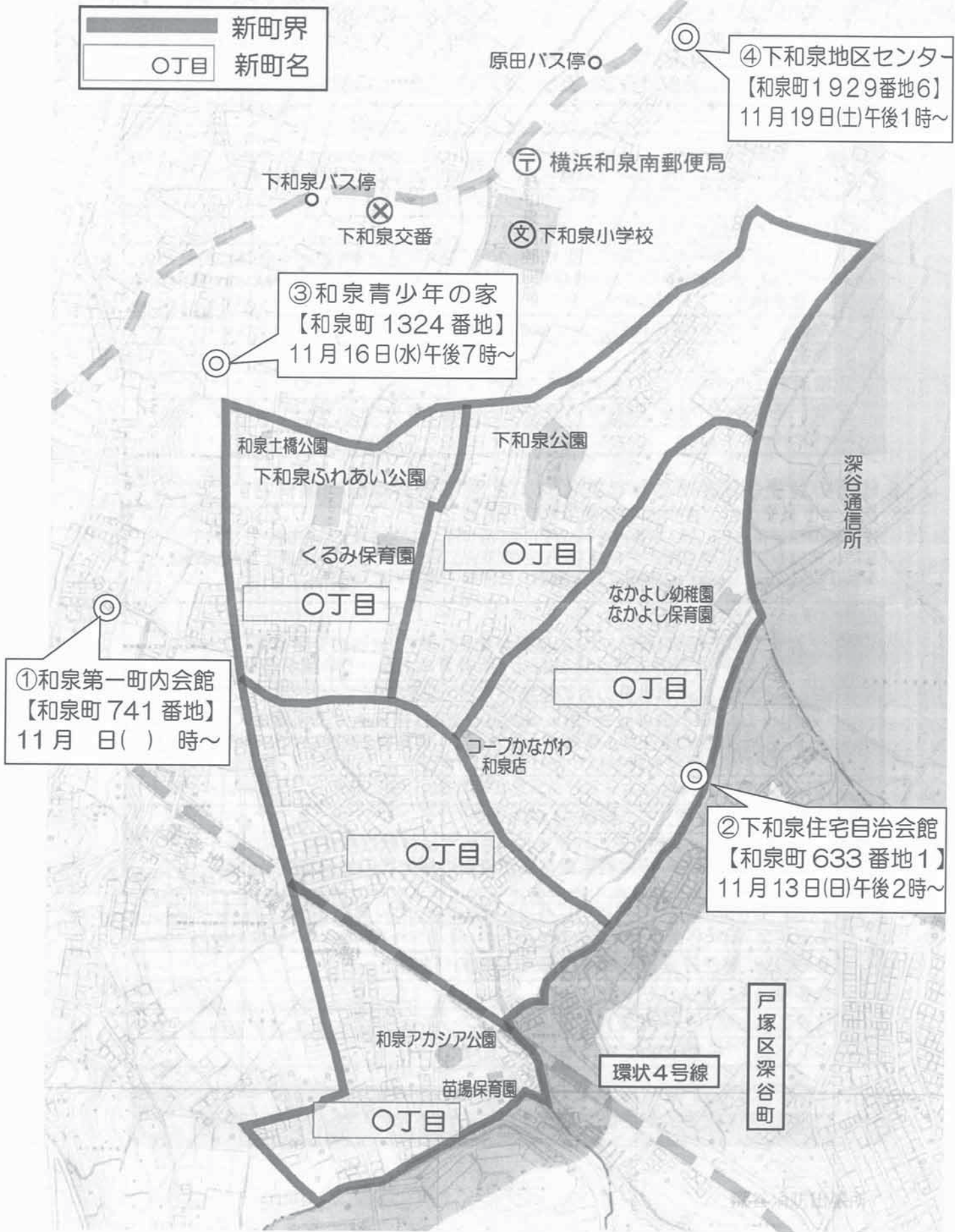
※ 住所等変更に関する手続き方法は、実施の約1か月前に各世帯にお送りする「住居表示のしおり」で詳細をご案内します。



# 泉区和泉町 第一次地区新町界・新町名案

(地元説明会 会場案内図)

	新町界
	新町名



④下和泉地区センター  
【和泉町1929番地6】  
11月19日(土)午後1時～

③和泉青少年の家  
【和泉町1324番地】  
11月16日(水)午後7時～

①和泉第一町内会館  
【和泉町741番地】  
11月 日( ) 時～

②下和泉住宅自治会館  
【和泉町633番地1】  
11月13日(日)午後2時～

戸塚区深谷町

## 泉区和泉町住居表示第二次地区について

これまで、第一次地区について検討してきましたが、今回より、平成25年秋の実施に向け、第二次地区について検討を開始します。

### 1 検討対象エリアについて（資料4-1「長後街道南部エリア全体図」）

長後街道の南側の地域を検討の対象とします。

#### (1) エリアの概要

ア エリア総面積…約1.30k㎡

イ 世帯数…約4,900世帯

ウ 関係町内会…和泉中村町内会、A. G. I. 自治会、和泉台谷戸町内会、和泉町団地自治会、和泉東町内会、和泉栄町内会、中和泉町内会、グレースシアいずみ中央自治会、パークスクエア横濱いずみ中央自治会、大丸西町内会、大丸北町内会、大丸東町内会、原町内会、陣屋自治会、下村町内会

エ 公共施設…中和田小学校、伊勢山小学校、泉が丘中学校

#### 【住居表示の整備基準】

- ・住居表示は、原則として市街化区域で実施する。
- ・町の境界は、道路、河川、水路、鉄道等恒久的な施設により、複雑に入り組んだり飛地が生じたりしないよう、簡明な町界線で画す。
- ・町の面積は、1町あたり0.132～0.165k㎡を基準とする。

#### (2) エリアの考え方

長後街道の南側の地域を一つのエリアとした場合、町面積の基準に基づいて町を割ると、町数が多くなります。そのため、長後街道の南側の地域を複数のエリアに分けて検討を進めることとします。

#### (3) 検討課題（資料4-2、4-3）

- ・長後街道の南側の地域には、町の境界として分かりやすい大きな道路、河川等がない。
- ・町の境界となる市街化区域と市街化調整区域の境界が、複雑に入り組んでいる部分がある。

## 2 各地域での検討について

### (1) 検討内容

ア 長後街道の南側の地域をいくつのエリアに分ければよいか。また、その境界はどこにすればよいか。

イ 市街化区域と市街化調整区域の境界が複雑になっている部分について、町の境界はどこにすべきか。また、その理由は何か。

### (2) 回答方法

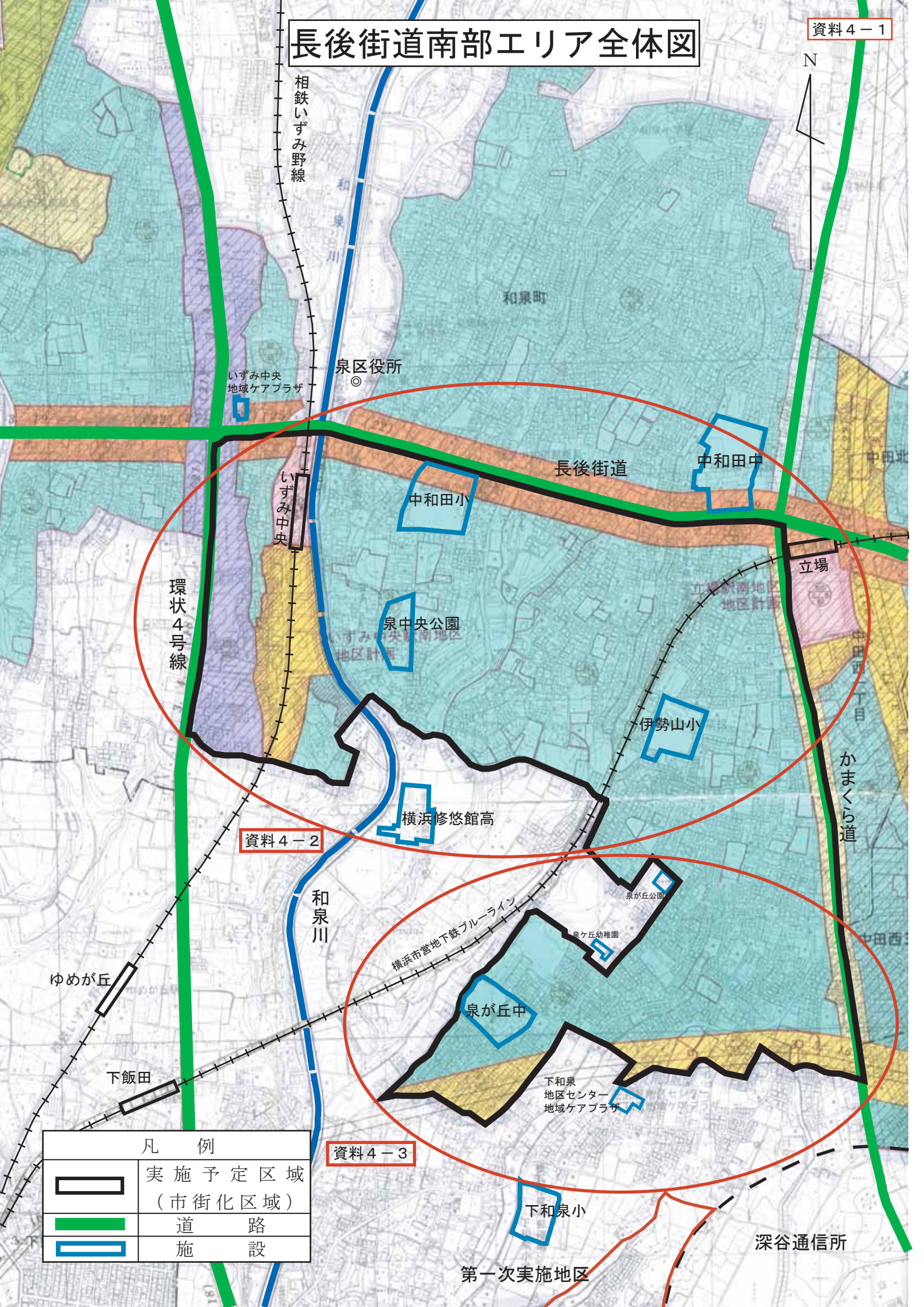
回答用紙（別添）にて、FAXでご回答ください。

### (3) 回答期限

11月中旬予定（第8回検討委員会前）



# 長後街道南部エリア全体図

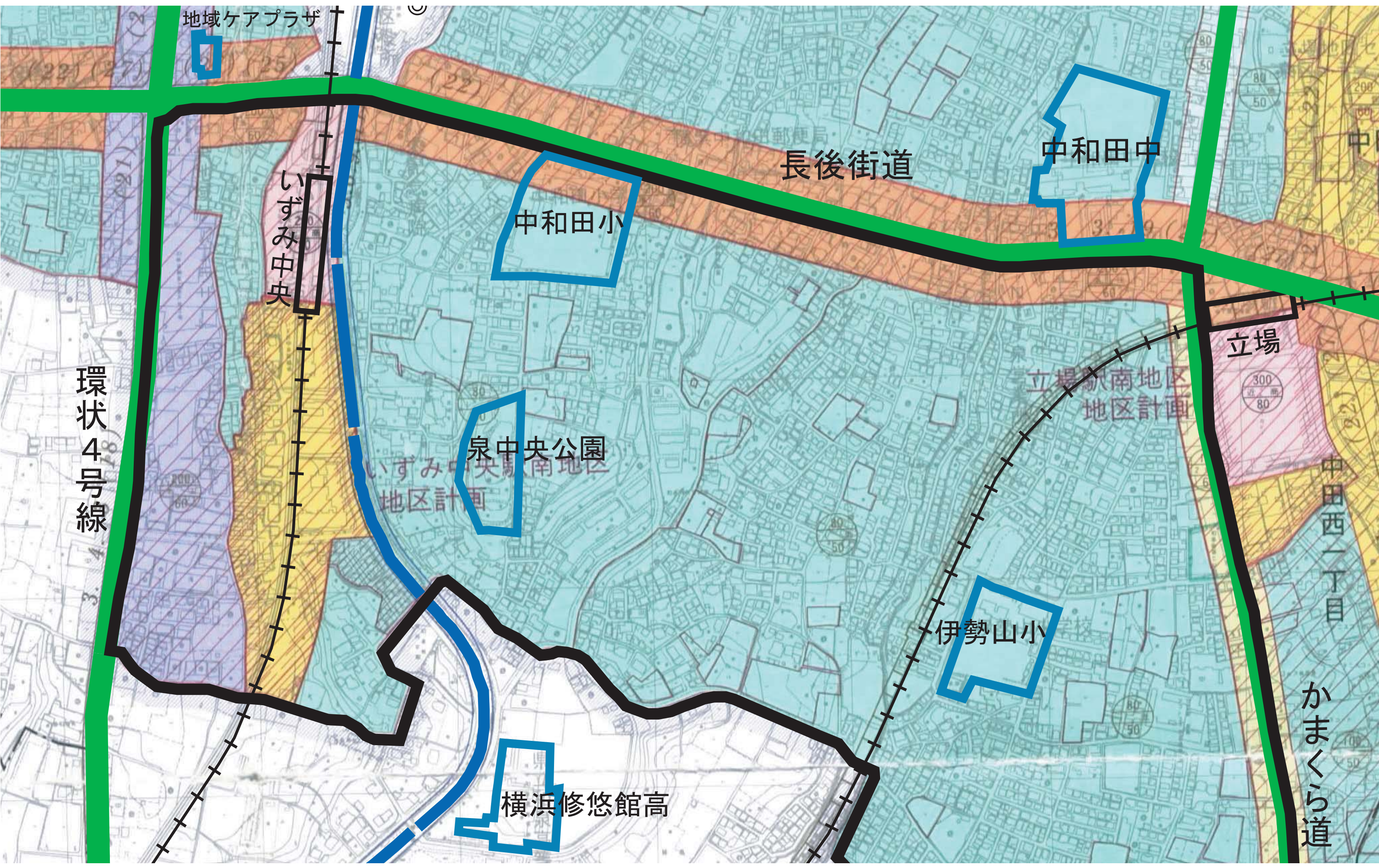


資料 4-2

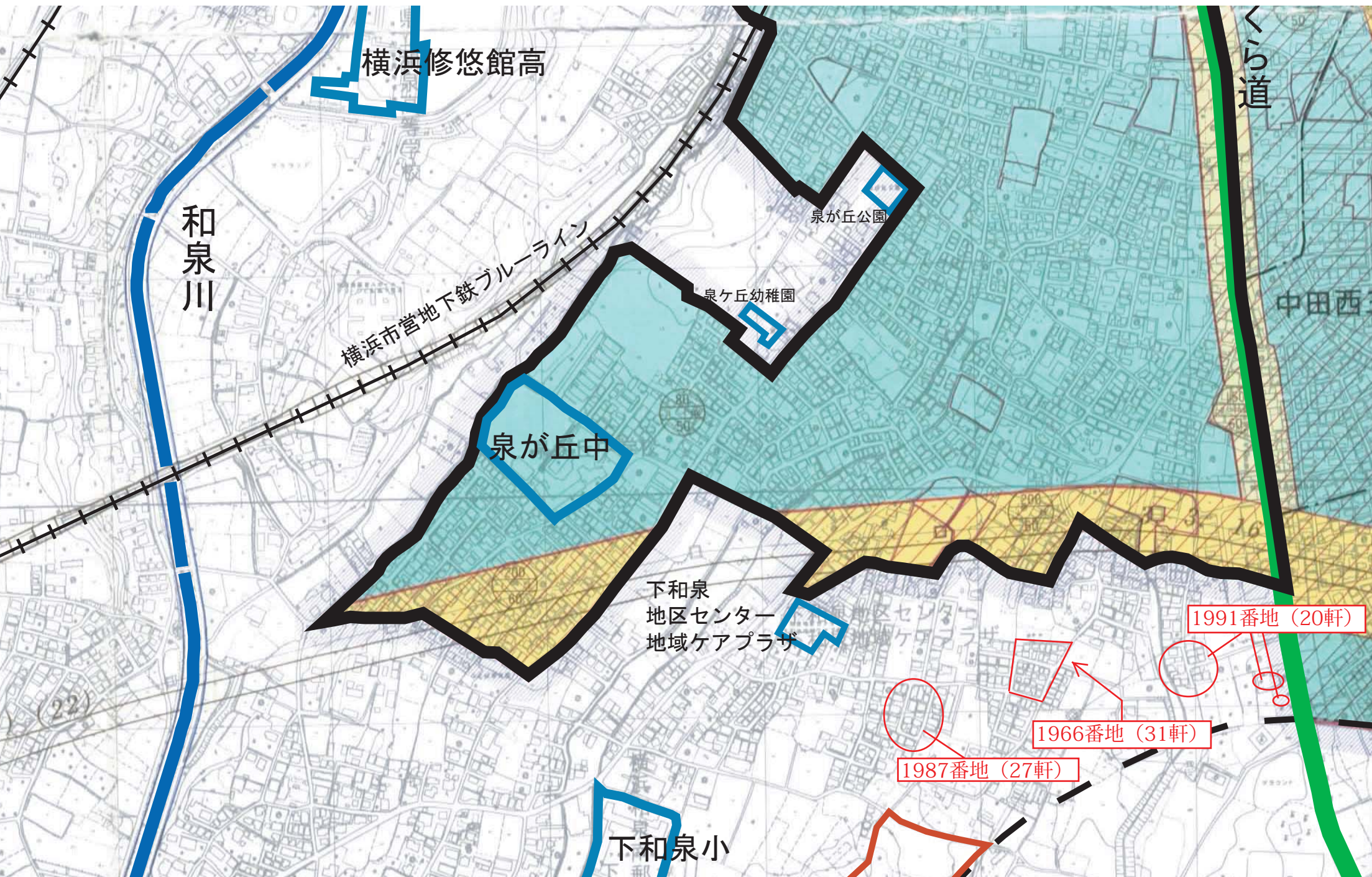
資料 4-3

凡 例	
	実施予定区域 (市街化区域)
	道 路
	施 設











今後の検討スケジュールについて

年度	月	第一次地区	第二次地区
23	9	第7回検討会（第一次地区：新町界・新町名案決定 第二次地区：エリア検討）	
	10	チラシ配付（地元説明会開催お知らせ）	関係自治会町内会との調整
	11	地元説明会（全4回）	
	12	第8回検討会（第一次地区：地元説明会の報告 第二次地区：エリア検討）	
24	1	審議会（市の案を決定）	
	2	案の告示	第9回検討会（実施区域決定）
	3		
	4		第10回検討委員会（町界決定）
	5	市会（議決により新町界・新町名決定）	
	6		第11回検討委員会（アンケート内容決定）
	7		町名アンケート実施
	8	実施の告示	町名アンケート集計
	9	地元説明会・新住所のお知らせ	第12回検討委員会（第二次地区新町界・町名案決定）
	10	実施（予定）	チラシ配付（地元説明会開催お知らせ）
	11		地元説明会
	12		第13回検討委員会（地元説明会の報告）
25	1		審議会（市の案を決定）
	2		案の告示
	3		
	4		
	5		市会（議決により新町界・新町名決定）
	6		
	7		
	8		実施の告示
	9		地元説明会・新住所のお知らせ
	10		実施（予定）